

2021年(令和3年)2月11日(木曜日)

県倒壊家屋撤去で協定

協会と全国初 市町村の事務支援

大規模災害発生時、倒壊建物を速やかに撤去して早期復旧を図ろうと県は10日、「日本補償コンサルタンツ復興支援協会(東京都)」と協定を結んだ。同協会

棟が全壊、9万5千棟が半壊すると想定されている。解体・撤去費用は国が負担するが、申請の審査や費用の積算、罹災証明の交付など、実務を担う市町村の人手不足が見込まれ、協定に基づき、同協会の会員が業務を支援する。

同協会は2016年の熊本地震、18年の西日本豪雨などで支援の実績がある。会員は全国44社、県内5社で、大規模災害時には県外会員も応援に入る。県庁での締結式で、県林業振興・環境部の川村竜哉部長が「損壊家屋の撤去は災害復興を早く進める第一歩。支援はありがたい」とあいさつ。協会の二川益行理事は「協定締結で始動が早まる。平時にも、支援経験のある会員による講習なども行いたい」と話した。

(大山泰志)

が、解体・撤去に必要な市町村の事務作業を支援する。同協会と都道府県の協定は全国で初という。

南海トラフ地震では県内で最大約12万8千